相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲府市下向山町一六六六番地、最後の住所山梨県甲府市中小河原一丁目一二番三二号　被相続人　亡　前田　一恵

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十六日

山梨県甲府市相生二丁目五番一七号鈴木屋ビル四階たちかぜ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐々木　亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県北杜市武川町三吹七九六番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　井上　清一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十六日

山梨県甲府市相生二丁目五番一七号鈴木屋ビル四階たちかぜ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐々木　亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県沼津市新沢田町七番、最後の住所静岡県沼津市新沢田町七番四三号　シティパル新沢田四〇五　被相続人　亡　山崎　正美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十六日

静岡県沼津市御幸町二四―四六―二

相続財産管理人　弁護士　平　和晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市北区大宮上ノ岸町七一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　佐藤　猛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十六日

静岡県沼津市御幸町二四―四六―二

相続財産管理人　弁護士　平　和晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府亀岡市馬路町大橋一一番地、最後の住所不明　被相続人　亡　人見　龍吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十六日

事務所京都市中京区夷川通両替町西入巴町八一番地　弁護士法人都大路法律事務所

相続財産管理人　弁護士　安保　千秋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市左京区岩倉三宅町三〇三番地

大西司法書士事務所

相続財産管理人　司法書士　大西　知輝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府豊能郡能勢町宿野一三五番地一二四、最後の住所兵庫県川西市湯山台二丁目四六番地　満寿荘　被相続人　亡　武本たみ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十六日

兵庫県伊丹市西台一丁目二番一一号C―3

ビル五階　春名・田中法律事務所

相続財産管理人　弁護士　細川　敦史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県長岡郡大豊町西川六一〇番地、最後の住所高知県長岡郡大豊町大平一一一番地二

被相続人　亡　都築　国夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十六日

事務所高知県土佐郡土佐町田井一四六〇番地五　相続財産管理人　川村　盛昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県長崎市文教町七〇八番地、最後の住所大分県杵築市大字杵築八六一番地一一ヒクレール北浜F棟二〇六

被相続人　亡　森内　義弘

平成二十六年四月十六日

事務所京都市中京区夷川通両替町西入巴町八一番地　弁護士法人都大路法律事務所

相続財産管理人　弁護士　安保　千秋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府亀岡市馬路町大橋一一番地、最後の住所不明　被相続人　亡　人見　龍吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十六日

事務所京都市左京区岩倉三宅町三〇三番地

大西司法書士事務所

相続財産管理人　司法書士　大西　知輝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府豊能郡能勢町宿野一三五番地一二四、最後の住所兵庫県川西市湯山台二丁目四六番地　満寿荘　被相続人　亡　武本たみ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十六日

兵庫県伊丹市西台一丁目二番一一号C―3

ビル五階　春名・田中法律事務所

相続財産管理人　弁護士　細川　敦史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県長岡郡大豊町西川六一〇番地、最後の住所高知県長岡郡大豊町大平一一一番地二

被相続人　亡　都築　国夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十六日

事務所高知県土佐郡土佐町田井一四六〇番地五　相続財産管理人　川村　盛昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県長崎市文教町七〇八番地、最後の住所大分県杵築市大字杵築八六一番地一一ヒクレール北浜F棟二〇六

被相続人　亡　森内　義弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十六日

大分県杵築市大字杵築一四五五番地七弁護士法人平山法律事務所杵築事務所

相続財産管理人　寺崎　直史

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十六年四月十六日

一、墳墓等所在地　東京都杉並区松ノ木三―三二―一一

一、墳墓等の名称　華徳院墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　死亡者の本籍は全て不詳　①仙台屋山田家　氏名不詳　②中澤家　氏名不詳　③山田家　氏名不詳　④扇屋　氏名不詳　⑤曽根原家　曽根原不二雄、千代、亀雄、喜美子　⑥磯貝家　氏名不詳　⑦梅屋鈴木家　梅屋竹治他氏名不詳　⑧東金屋　氏名不詳　⑨安藤家　宮崎常次郎、宮崎四郎、安藤つる、安藤テウ　⑩有田・長谷川家　長谷川長之助、長谷川やゑ、長谷川みつ、長谷川つる、有田たけ、有田房枝　⑪小山田家　小山田万之助、小山田はる、坂口みよ　⑫吉田家　吉田与左エ門重保、与次エ門直昌、吉五郎、沼太夫正直、鍼三郎、太之助、三郎兵衛直高、与次エ門直方、條太郎直周、カネ、重三他氏名不詳　⑬有泉家　有泉国三郎　⑭森田屋　氏名不詳　⑮福島家　福島みよ、福島なか他氏名不詳　⑯松屋　松屋弥吉他　⑰宮崎家　宮崎とく、宮崎孝作他氏名不詳

一、改葬を行おうとする者　東京都杉並区松ノ木三―三二―一一　宗教法人華徳院　代表役員　神達　知純

債権申出の催告（第一回）

当社は、厚生労働大臣の承認により規約型確定給付企業年金を終了したので、当社規約型確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月十六日

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目八番一一号　エルナー株式会社

企業年金清算人　村田健一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十六日

大分県杵築市大字杵築一四五五番地七弁護士法人平山法律事務所杵築事務所

相続財産管理人　寺崎　直史

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十六年四月十六日

一、墳墓等所在地　東京都杉並区松ノ木三―三二―一一

一、墳墓等の名称　華徳院墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　死亡者の本籍は全て不詳　①仙台屋山田家　氏名不詳　②中澤家　氏名不詳　③山田家　氏名不詳　④扇屋　氏名不詳　⑤曽根原家　曽根原不二雄、千代、亀雄、喜美子　⑥磯貝家　氏名不詳　⑦梅屋鈴木家　梅屋竹治他氏名不詳　⑧東金屋　氏名不詳　⑨安藤家　宮崎常次郎、宮崎四郎、安藤つる、安藤テウ　⑩有田・長谷川家　長谷川長之助、長谷川やゑ、長谷川みつ、長谷川つる、有田たけ、有田房枝　⑪小山田家　小山田万之助、小山田はる、坂口みよ　⑫吉田家　吉田与左エ門重保、与次エ門直昌、吉五郎、沼太夫正直、鍼三郎、太之助、三郎兵衛直高、与次エ門直方、條太郎直周、カネ、重三他氏名不詳　⑬有泉家　有泉国三郎　⑭森田屋　氏名不詳　⑮福島家　福島みよ、福島なか他氏名不詳　⑯松屋　松屋弥吉他　⑰宮崎家　宮崎とく、宮崎孝作他氏名不詳

一、改葬を行おうとする者　東京都杉並区松ノ木三―三二―一一　宗教法人華徳院　代表役員　神達　知純

債権申出の催告（第一回）

当社は、厚生労働大臣の承認により規約型確定給付企業年金を終了したので、当社規約型確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月十六日

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目八番一一号　エルナー株式会社

企業年金清算人　村田健一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲府市下向山町一六六六番地、最後の住所山梨県甲府市中小河原一丁目一二番三二号　被相続人　亡　前田　一恵

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十六日

山梨県甲府市相生二丁目五番一七号鈴木屋ビル四階たちかぜ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐々木　亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県北杜市武川町三吹七九六番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　井上　清一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十六日

山梨県甲府市相生二丁目五番一七号鈴木屋ビル四階たちかぜ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐々木　亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市北区大宮上ノ岸町七一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　佐藤　猛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十六日

静岡県沼津市御幸町二四―四六―二

相続財産管理人　弁護士　平　和晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県沼津市新沢田町七番、最後の住所静岡県沼津市新沢田町七番四三号　シティパル新沢田四〇五　被相続人　亡　山崎　正美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十六日

静岡県沼津市御幸町二四―四六―二

相続財産管理人　弁護士　平　和晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府亀岡市馬路町大橋一一番地、最後の住所不明　被相続人　亡　人見　龍吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十六日

事務所京都市中京区夷川通両替町西入巴町八一番地　弁護士法人都大路法律事務所

相続財産管理人　弁護士　安保　千秋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市左京区岩倉三宅町三〇三番地

大西司法書士事務所

相続財産管理人　司法書士　大西　知輝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府豊能郡能勢町宿野一三五番地一二四、最後の住所兵庫県川西市湯山台二丁目四六番地　満寿荘　被相続人　亡　武本たみ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十六日

兵庫県伊丹市西台一丁目二番一一号C―3

ビル五階　春名・田中法律事務所

相続財産管理人　弁護士　細川　敦史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県長岡郡大豊町西川六一〇番地、最後の住所高知県長岡郡大豊町大平一一一番地二

被相続人　亡　都築　国夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十六日

事務所高知県土佐郡土佐町田井一四六〇番地五　相続財産管理人　川村　盛昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県長崎市文教町七〇八番地、最後の住所大分県杵築市大字杵築八六一番地一一ヒクレール北浜F棟二〇六

被相続人　亡　森内　義弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十六日

大分県杵築市大字杵築一四五五番地七弁護士法人平山法律事務所杵築事務所

相続財産管理人　寺崎　直史

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十六年四月十六日

一、墳墓等所在地　東京都杉並区松ノ木三―三二―一一

一、墳墓等の名称　華徳院墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　死亡者の本籍は全て不詳　①仙台屋山田家　氏名不詳　②中澤家　氏名不詳　③山田家　氏名不詳　④扇屋　氏名不詳　⑤曽根原家　曽根原不二雄、千代、亀雄、喜美子　⑥磯貝家　氏名不詳　⑦梅屋鈴木家　梅屋竹治他氏名不詳　⑧東金屋　氏名不詳　⑨安藤家　宮崎常次郎、宮崎四郎、安藤つる、安藤テウ　⑩有田・長谷川家　長谷川長之助、長谷川やゑ、長谷川みつ、長谷川つる、有田たけ、有田房枝　⑪小山田家　小山田万之助、小山田はる、坂口みよ　⑫吉田家　吉田与左エ門重保、与次エ門直昌、吉五郎、沼太夫正直、鍼三郎、太之助、三郎兵衛直高、与次エ門直方、條太郎直周、カネ、重三他氏名不詳　⑬有泉家　有泉国三郎　⑭森田屋　氏名不詳　⑮福島家　福島みよ、福島なか他氏名不詳　⑯松屋　松屋弥吉他　⑰宮崎家　宮崎とく、宮崎孝作他氏名不詳

一、改葬を行おうとする者　東京都杉並区松ノ木三―三二―一一　宗教法人華徳院　代表役員　神達　知純

債権申出の催告（第一回）

当社は、厚生労働大臣の承認により規約型確定給付企業年金を終了したので、当社規約型確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年四月十六日

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目八番一一号　エルナー株式会社

企業年金清算人　村田健一郎

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 26 年 4 月 16 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①有限会社丸博住宅産業　②群馬県知事(6)5047　③代表取締役　太田博　④群馬県富岡市南蛇井５番地　⑤1000万円　⑥群馬県知事　⑦群馬県富岡市南蛇井５番地　有限会社丸博住宅産業　代表取締役　太田博

①株式会社明神　②兵庫県知事(1)第401322号　③代表取締役　田口政男　④兵庫県明石市大明石町２丁目８番２号　⑤1000万円　⑥兵庫県知事　⑦兵庫県明石市大明石町２丁目８番２号　株式会社明神　代表取締役　田口政男